



浪江町

## 第3回浪江町景観計画策定委員会資料

浪江町 市街地整備課

2024年8月19日

# 目次

---

3 (1) 報告事項	ア 住民ワークショップの開催結果について	P3
	イ 全体スケジュールについて	P6
	ウ 第2回検討委員会で頂戴したご意見について	P9
3 (2) 協議事項	ア 景観計画（案）について	P14
	イ 届出を要する行為について	P25

---

### **3（1）報告事項**

#### **ア 住民ワークショップの開催結果について**

# 6/2(日)に開催したワークショップでは、3つのチームに分かれてワークに取り組んでいただき、各チームでの検討結果を発表いただきました

## 当日のWS概要及びタイムスケジュール

### 開催概要

日時 : 令和6年6月2日(日)13:30~15:00  
会場 : 浪江町役場2階大会議室  
参加者 : 11名

時間	内容
13:30~13:35	挨拶
13:35~13:50	景観計画及び、3月に実施したアンケート結果、ワークショップのワーク内容について説明
13:50~14:30	<b>ワーク①</b> 「■■(場所)はどんなところが~~だから大事！」 1. 【5分・個人ワーク】町内の景観要素・場所の中から1人3つ特に大事と思う場所を選び、その場所の良さをポストイットに書き出す。 2. 【5~7分/場所・グループワーク】各自の選んだ場所について、グループ内でどんなところが良いと思うか・思っていたかを話し合い、ポストイットに書き込み、写真とともに地図に貼りこんでいく。
14:30~14:50	<b>ワーク②</b> 「●●地区のここは守りたい、こうつっていききたい！」 1. 【10分/グループワーク】グループ内で話し合い、景観を守りたい、景観をつかっていききたい地区や場所を一つ選ぶ。 2. 【15分/グループワーク】地区ごとの改善したい景観を話し合い、ポストイットに書き込み、地図に貼りこんでいく
14:50~15:10	<b>ワーク③</b> 「●●地区の街並みキャッチフレーズを考えよう！」 大事な景観、改善したい景観などを包含しながら、各地区でどんな良さがあるかをもとに、標語を考える
15:10~15:25	<b>発表</b> グループごとに「景観要素」「標語」「守りたい、つっていききたい景観」を発表する ※グループの中で発表者を事前に決めておいてください
15:25~15:30	挨拶・閉会

各グループで大切な景観や好きな景観についてブレストを行った考えたあと、地区を選び、キャッチフレーズ、大切な景観要素、守りたい/つくっていききたい景観を発表いただきました。

各グループから出た意見と全体への発表内容

	Aグループ	Bグループ	Cグループ
キャッチフレーズ	統一しすぎない、 今あるもの・記憶を残す	町民の生活感や息づかいを 感じる、活があり、 歩きたくなる新町通り	道が暮らしをつくる
対象の地区	浪江町（全体）	新町通り	火伏道（裸参り）
大切な景観要素	日山、高瀬川、 今あるものを残す	人が歩く風景、 子供達が寄り道できる場所、 歴史（水路→ 宿場町→商店街）	隣のお家への道（おすそわけ）、 行き止まりの道、つながる道、 空とつながる道、 狭い道が譲り合いを生む、 橋が多い
守りたい景観・ つくっていききたい景観	浪江駅、学校、記録、 記憶、思い出、 空（青）、新緑	人が歩きやすい、 商人魂をくすぐる、 地域の人がボトムアップで つくる、歴史を活かす、 キレイな駅の東西、 人情感ある南北	新町通り、 火除地（防災空地）を守る、 裸参りのルート

大切な景観  
好きな景観  
（主なもの）

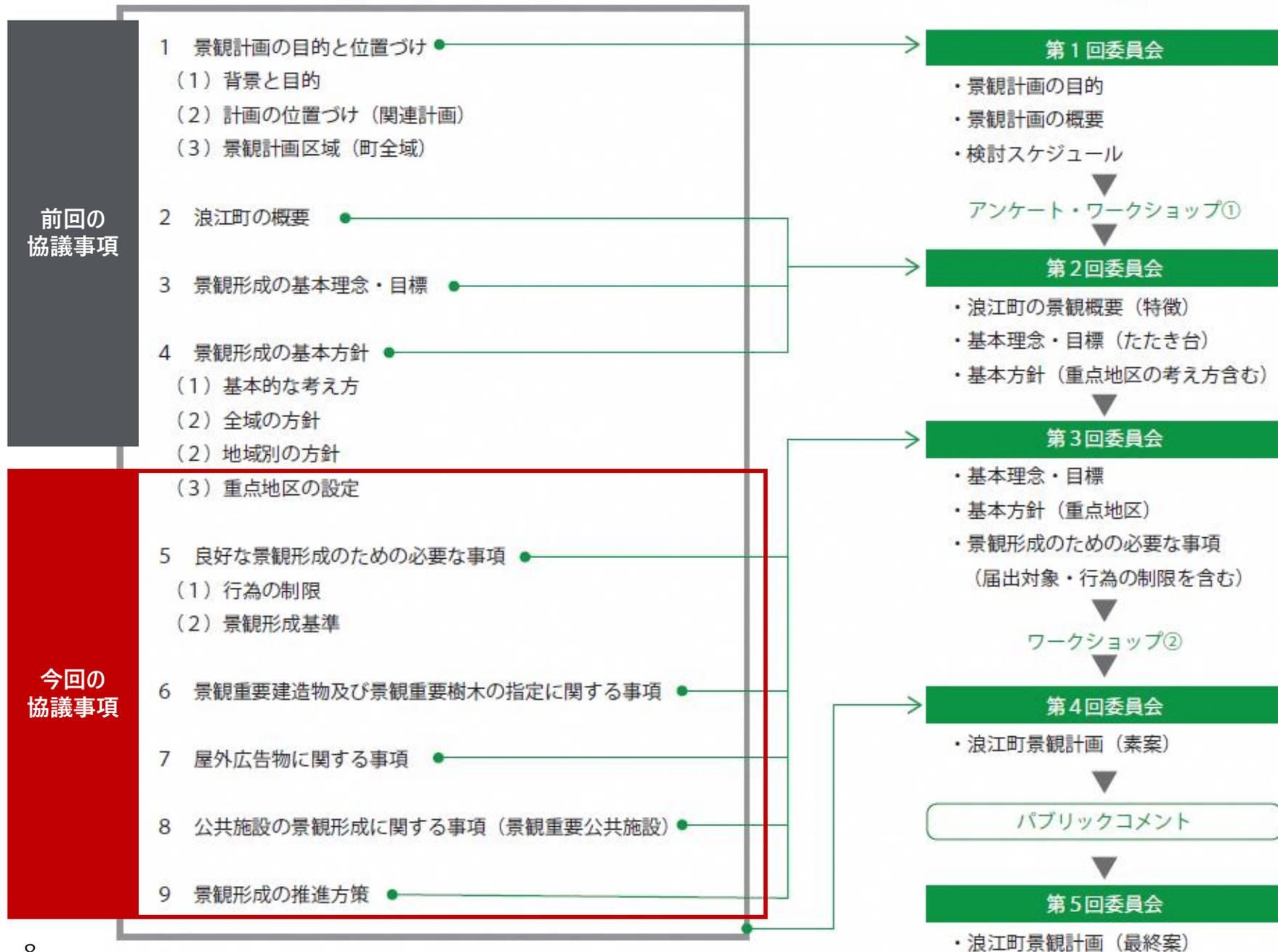
請戸川のリバーラインの桜（きれい）、新町通り（人の活気）、権現堂城址（子供の遊び場/裸参りのコース）、サンプラザ（子供ワクワク）、浪江駅（浪江に降りたら波の屋根）、道路（せまい道も大切）、カーニバルステーション（交流の場）、裸参り（再開したい）、丈六公園（眺望が良い）、川添（鳥のさえずり）、道の駅なみえ（今の浪江の象徴）、高瀬川（四季で景観が変わる/釣り）、請戸海岸/漁港（伝統/震災）、大平山（友達を連れていく）、日山（他の市町村とまたがり交流がある）、田んぼ（空(青)と田んぼ(緑)のコントラスト)

### **3（1）報告事項**

#### **イ 全体スケジュールについて**

# プロジェクト実施スケジュール（案）

	令和5年度		令和6年度					
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		
議会	★12月議会		★3月議会	★6月議会	★9月議会 景観計画骨子説明	●11月全協 パブコメ 実施説明	★12月議会	★3月議会 景観計画 条例議決
検討委員会 ・ 策定委員会		■第1回 ★第1回 景観計画策定 に関するご説明	■第2回 ★第2回 報告 アンケート調査結果 ワークショップ①結果 全体スケジュール 協議 景観計画骨子	■第3回 ★第3回 報告 ワークショップ①結果 前回策定委員会意見 協議 景観計画（ドラフト） 届け出を要する行為に ついて（ドラフト）	■第4回 ★第4回 報告 ワークショップ②結果 ヒアリング結果 協議 景観計画素案		■第5回 ★第5回 報告 パブリックコメント結果 協議 景観計画（最終案） 景観条例（最終案）	
景観計画 策定								
景観条例等 策定	他自治体の事例調査	条例方針策定		景観条例等の案作成			条例修正	条例議決
景観行政 団体移行	景観行政団体への意向に向けた福島県との事前協議			協議書提出	協議書確認【福島県】	景観行政団体移行		



### **3（1）報告事項**

**ウ 第2回検討委員会で頂戴したご意見について**

## 第2回策定委員会でいただいた意見を、景観計画に反映しています

### 策定委員会でのご意見と対応方針（1/2）

分類	論点	論点の補足	意見者	対応方針
目的や位置づけ	「浪江町ならではの言語化	環境変化が激しい浪江町だからこそ、景観計画はこの部分が他自治体とは異なる考え方・整理になっている、といった部分を整理すべき	市岡委員長	✓ 景観計画本文に反映
浪江の景観概要・特性	景観の共通理解醸成要否・方法	計画書を見た人が同じ景観をイメージできるよう、選ばれた写真を使うべき	市岡委員長 葛西委員	✓ 景観計画本文に反映
	計画書に載せる写真の選定方針	計画書に載せた写真で読み手に何を伝えるのか、なぜこの写真を選んだのか、を説明出来るように整理が必要	市岡委員長 鈴木委員	✓ 景観計画本文に反映
景観形成の基本方針	野馬追の取り扱い方法・範囲	景観計画や景観条例で野馬追を取り扱うか	市岡委員長	✓ 地域の特色として景観計画本文に記載
	ゴミステーションの言及方法・範囲	景観計画や景観条例でゴミステーションを取り扱うか	佐藤委員	✓ 住民の役割として「町の美化を行う」ことを推奨する旨を景観計画本文に記載
	空き地の言及方法・範囲	景観計画や景観条例で空き地について、どこまで言及するか	市岡委員長 佐藤委員	✓ 住民の役割として「町の美化を行う」ことを推奨する旨を景観計画本文に記載

## 第2回策定委員会でいただいた意見を、景観計画に反映しています

### 策定委員会でのご意見と対応方針（2/2）

分類	論点	論点の補足	意見者	対応方針
重点地区	重点地区の検討方針	自分たちの町だから自分たちの町のためのルールを作り、いい町を作ることを目指し、関係者が話し合いを行うべき	市岡委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他団体の事例を確認したところ、自治体が主導的に重点地区を指定する事例と、まずは景観計画で重点地区の制度を定め、住民と合意形成の上、具体的な区域を指定する事例があった。</li> <li>✓ 委員会の議論と他団体の事例を踏まえ、次年度以降に、住民と合意形成の上、重点地区の指定を目指す。</li> </ul>
		重点地区についてどの程度住民側の意見を反映することができるのか	葛西委員	
	重点地区の設定方針・範囲	通りから入ったところまで、規制対象に含めるべきか	市岡委員長	
		請戸小学校から避難した山への眺望を重点地区対象とするか	市岡委員長	
		復興記念公園に出来る丘からの眺望を重点地区対象とするか	市岡委員長	
推進体制・仕組み	住民による景観計画の提案方法	まちを良くしたいと思い行動する町民が、景観計画を見直していくためのプロセスを明確化	市岡委員長 葛西委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 景観計画本文に反映                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 町民による景観まちづくりにより景観をさらに良くしていく成長型の計画とする旨を記載</li> </ul> </li> </ul>
景観その他	無電柱化の言及方法・範囲	景観計画として、ここは無電柱にするといった計画を盛り込むべきか	佐藤委員 永橋委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 駅周辺整備事業にて検討</li> </ul>
	木造建築物対応	木が劣化して変色した場合に、規制に抵触しているといった状況にならないように要注意	市岡委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 駅周辺整備事業にて検討</li> </ul>
今後の進め方	行政区長の意見反映方法	各地区の景観特性を出し切るために、行政区長の意見を聞いておくべき	鹿股委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 区長会の長として佐藤委員にヒアリングを検討中</li> </ul>

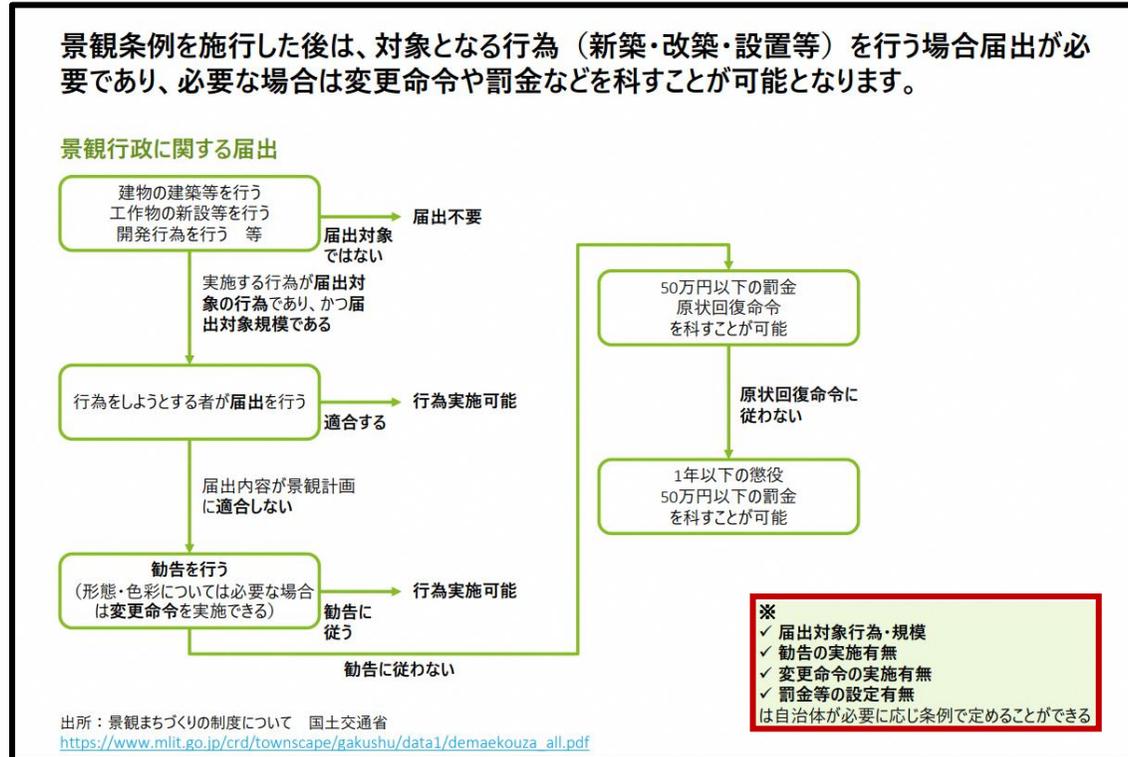
## 第2回策定委員会の意見を反映して、計画骨子（案）（第1章～第4章）について、以下の変更を行いました（変更箇所は骨子案では赤字で示しています）

### 景観計画への反映結果

目次	主な変更内容	本文参照先
1 景観計画の目的と位置づけ	・計画策定の趣旨に環境変化が激しい浪江町の状況を加筆	P2
2 浪江町の概要	・大きな変更はなし	—
3 景観形成の基本理念・目標	・請戸川に地区ごとの呼び方があることを加筆	P6
	・浪江町に住み始めた時期により原風景・浪江らしい景観が異なること、過去を継承しながら新たな景観を協働で作りに上げていくと加筆	P6
4 景観形成の基本方針	・震災、原発事故で失われた景観も重要な景観要素とすることを明記	P10
	町全域の方針に「震災を伝える景観」の項目を追加	P10
	・“成り立ち”、“震災の影響”、“現在”、“計画”で文章を整理。写真も同様、写真の撮影時期を明記	P11～
	・写真については引き続き整理を行い、資料として巻末に過去写真集を掲載すること も検討する	P18～
	・請戸小学校から大平山への眺望、復興記念公園から海岸部への眺望を図面に追加	P24
	・重点地区について、今後の設定方針の記載に変更	P31

# 第1回策定委員会資料に関する修正事項

## 第1回策定委員会資料P13



誤

- ※
  - ✓ 届出対象行為・規模
  - ✓ 勧告の実施有無
  - ✓ 変更命令の実施有無
  - ✓ 罰金等の設定有無
- は自治体が必要に応じ条例で定めることができる

正

- ※
  - ✓ 届出対象行為・規模
  - ✓ 勧告の実施有無
- は自治体が必要に応じ条例で定めることができる

### 3 (2) 協議事項

#### ア 景観計画（案）について

# JR浪江駅周辺などまちの中心部の再開発が進む今、50年後、100年後の浪江町民が誇れる街並みや眺望を守り・創るために、浪江町は景観計画の策定を進めます

## 景観計画を策定する背景と目的

### まちの中心部の動き

- ✓ JR浪江駅 東西地区では商業・交流・住宅施設などについて、我が国を代表する建築家を中心に優れたデザイン計画や事業が進んでいる
- ✓ 国プロジェクトとして国際的な研究教育機関の設置が決定し、事業が進んでいる
- ✓ 進出企業等と連携しながら「ゼロ・カーボンシティ」や「水素タウン構想」を掲げ、持続可能なまちづくり実現のためエネルギー地産地消の取組みを進めている

### 懸念点

これらの先導的な事業に誘発された急速な開発圧力が高まることが推測され、現状を無為に委ねた場合、無秩序な開発整備や景観の阻害が急速に進行するのではないか？

### 景観計画を策定する目的

**地域の特色を活かした良好な景観の保全や創造を図り、50年、100年後の浪江町民が誇りとできる「景観の町」をつくる**

# 震災により景観が一部失われ、新たな景観が今後作られる浪江町だからこそ、無秩序な開発を抑止する「守りのルール」と、良好な景観を創る「攻めのルール」を設定します

## 景観計画を策定する際の考え方

### 通常の景観計画の作り方

- ✓ 歴史的、文化的、特徴的な街並み・眺望・自然などが存在している（例：宿場町、城下町、温泉地、観光地など）
- ✓ 世の中の変化や後継者などの問題により、上記のような景観を維持し続けることが、難しくなっている
- ✓ まちの景観やそれが持つ価値を守り・残すことを主たる目的として、景観計画を策定する

### 浪江町の状況に即した景観計画の作り方

- ✓ 震災により、歴史的、文化的、特徴的な街並み・眺望・自然などの一部が失われた。特に、中心街の建物の多くは、除染・解体事業で取り壊されたため、空き地が目立つ状態となっている
- ✓ 浪江駅周辺再開発事業で、世界的な建築家である隈研吾事務所が設計した**新しい街並みが作られ**、F-REIの研究施設も竣工予定
- ✓ **良好な景観の保全や創造を図り、エリアの価値を高めていくことを目的として、景観計画を策定する**

### 既存の街並みに応じた景観に適した色や規模を規制

#### ●「数値基準」と「周辺景観との調和」のイメージ



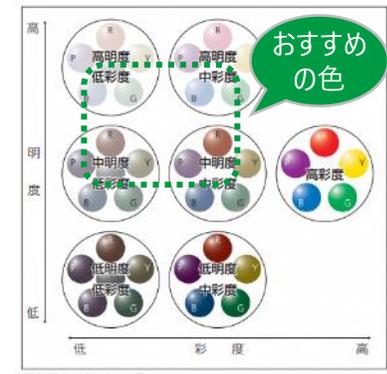
### 【守りのルール】

新しい街並みに無秩序を生む  
特定色彩の使用を規制



### 【攻めのルール】

新しい街並みに合致する  
特定色彩を使うよう推奨



## 5 良好な景観形成のための行為の制限

- ・良好な景観形成のための行為の制限（景観形成基準＝景観づくりのルール）を定めます。
- ・景観への影響が大きい一定規模以上の建築物等に対して、事前に町に届出を提出してもらい、景観形成基準への適合をチェックします。
- ・計画では、景観区域（町全域）に「届出対象行為」「景観形成基準」を定めます。
- ・特に景観形成を図る地区は景観形成重点地区に位置づけ、建築物等の景観の誘導を図ることを検討します。

### 景観区域（町全域）の景観形成基準

- ・福島県景観計画の基準（現在、浪江町内の建築物等に対して運用されている）を踏襲します。
- ・届出対象行為を浪江町の現状を鑑みて、変更を検討します。
- ・色彩などは、具体的な基準の設定により運用しやすくすることなどを検討します。

### 重点地区とは

- ・届出対象行為：景観区域（浪江町では全域）よりも小規模な行為も対象とする。
  - ・景観形成基準：景観区域よりも細やかなルールを設定する。
  - ・対象範囲：地域の顔、変化が大きくなることが予想される場所 等
- これにより、町の中で特徴的な景観を守り、つくっていく制度です。

## 景観形成基準：色彩

### [マンセル表色系]

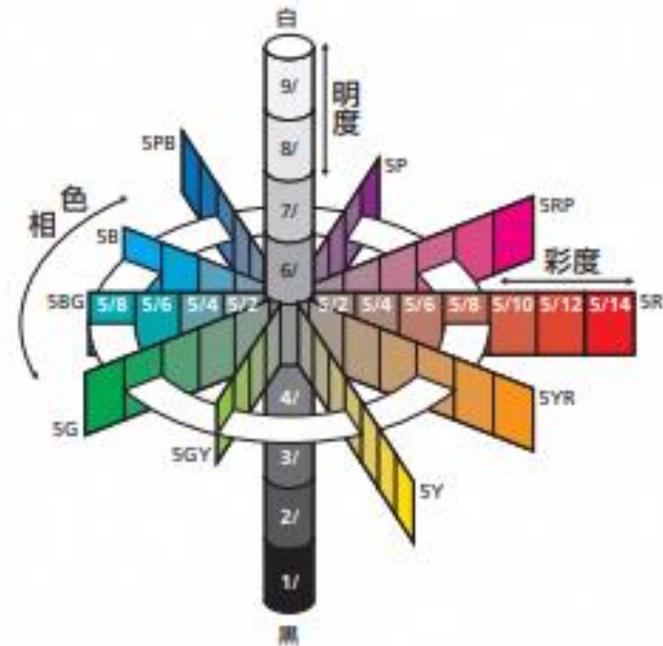
●色相は、いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

●明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

●彩度は、あざやかさを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は16程度です。

これら3つの属性を組み合わせた表記がマンセル記号です。

たとえば、右の色彩は10YR8.5/1.5と表記します。



## 景観形成基準：色彩について

### ●色相…建築物としてのなじみやすさに影響

- ・伝統的に日本の建築物や工作物等の外装色は、大多数が赤、黄赤、黄の暖色系3色相。
- ・青や緑、紫などの色相の建物はあまり見慣れないため、街並みの中で違和感や冷たさを感じさせる場合がある。



### ●明度…緑を背景とした眺望景観などに影響

- ・明度の違い（対比）は遠くからでも認識しやすいため、都市景観の全体像に大きな影響力を持つ。
- ・明るさを抑えると、背景の緑に融和しやすい。
- ・街並みや緑との明度対比を和らげることが大切。



### ●彩度…街並みの秩序形成に影響

- ・彩度の高い色彩は目立ち、低彩度の色彩は周辺の景観に融和する。
- ・一般的に、建築物等の色彩は低彩度に属しており、穏やかな色調でそろった街並みでは、落ち着きや品格が感じられ、季節の花々や催事の彩りなどが映える。



# 景観計画骨子（案）の概要

現況の浪江駅周辺の建物の色彩調査を行い、県内の他の事例も検討し、色彩基準を設定しました。

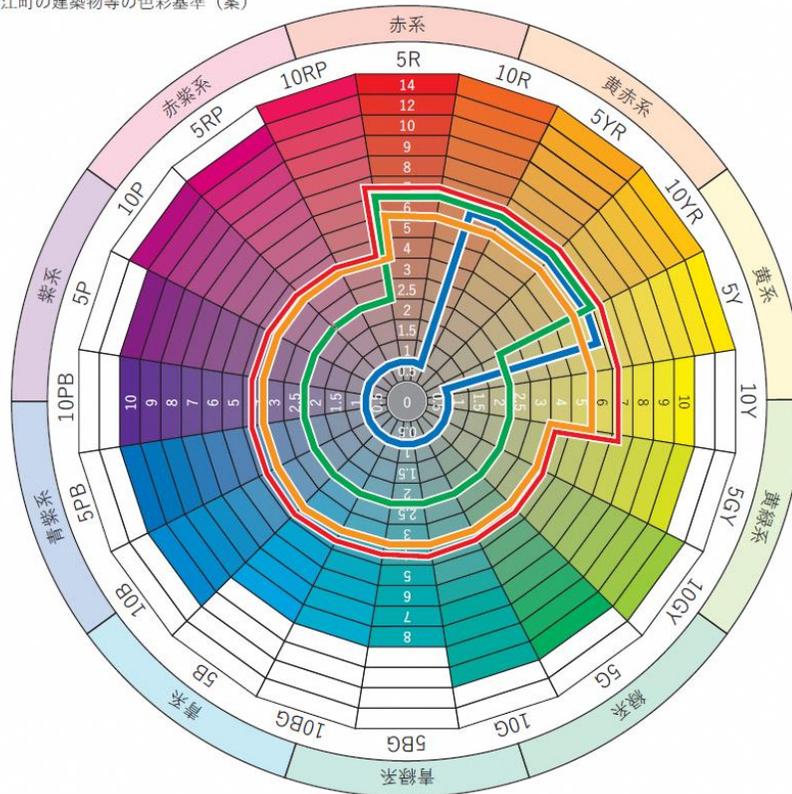
浪江町の建築物等の色彩基準（案）



10YR 7/1



2.5Y8/6 (色相/明度/彩度)



- 小田原市（小田原駅周辺）の色彩基準  
※重点区域内・形成基準
- 福島市の色彩基準  
※市全域・推奨基準
- 白河市の色彩基準  
※市全域・形成基準
- 浪江町の色彩基準（案）

※上記の基準は基調となる色彩について定めるもので、アクセントカラーや素材色は別途とします。

## 6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項

### 景観重要建造物

良好な景観形成に重要な役割を果たす建造物について、積極的に保全・活用に努めていきます。



候補のイメージ

- ①歴史的・文化的に価値の高い建造物
  - ・町または県の指定文化財等の建造物
  - ・国登録有形文化財等の歴史・文化性のある建造物
- ②地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている建造物
  - ・地域の歴史文化を継承し、地域の景観の特徴をなす建造物
  - ・優れたデザインを有し、周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物
  - ・震災の記憶や教訓を伝える建造物
- ③地域のランドマークとなる建造物
  - ・町民に親しまれ、地域のランドマークとなっている建造物
  - ・地域の景観に影響の大きい建造物
- ④維持管理を行う個人または団体がある建造物

### 景観重要樹木

良好な景観形成に重要な役割を果たす樹木について、積極的に保全・活用に努めていきます。



候補のイメージ

- ①地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている樹木
  - ・地域の歴史文化を継承し、地域の景観の特徴をなす樹木
  - ・震災の記憶の記憶を伝える樹木
- ②地域のランドマークとなる樹木
  - ・町民に親しまれ、地域のランドマークとなっている樹木
  - ・地域の景観に影響の大きい樹木
  - ・樹齢や樹容等に優れた樹木
- ③維持管理を行う個人または団体がある樹木

## 7 屋外広告物に関する事項

屋外広告物に係る行為の制限については、現状の福島県屋外広告物条例に基づく規制誘導を図ります。

## 8 公共施設の景観形成に関する事項（景観重要公共施設）

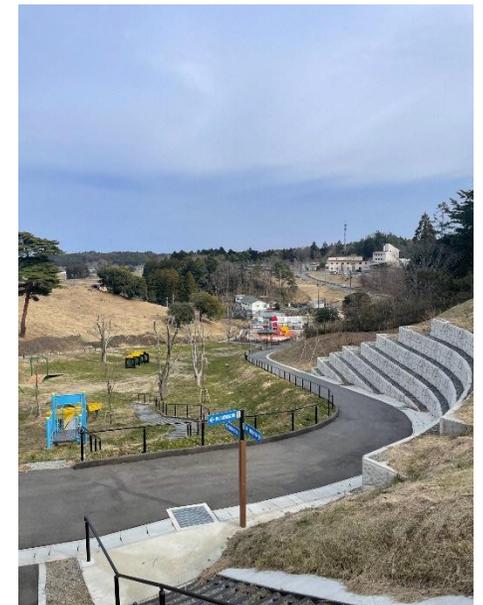
景観計画区域における道路、河川、公園等の公共施設については、景観重要公共施設に位置付けて、良好な景観の形成に向けた整備に取り組むことを検討します。



候補のイメージ（道路）



候補のイメージ（河川）

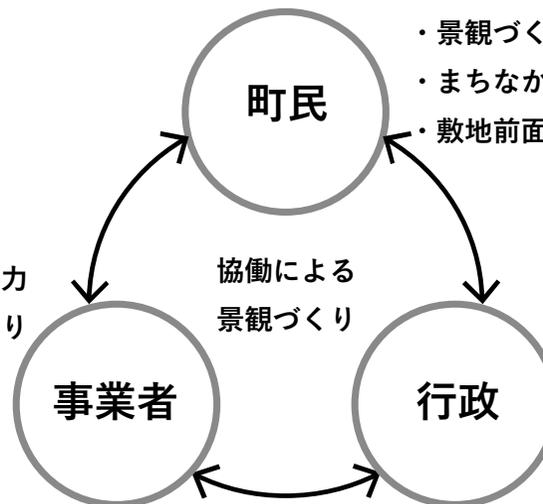


候補のイメージ（公園）

## 9 景観形成の推進方策

### (1) 協働による景観まちづくり

- ・地域性の理解
- ・地域の景観形成への配慮
- ・町の景観づくり施策に協力
- ・緑化などによる景観づくり



- ・身の回りの景観への意識の向上
- ・景観づくりの取組への参加
- ・まちなか施設の管理、美観の維持
- ・敷地前面の緑化など

- ・普及啓発
- ・景観に関わる施策・体制等の構築
- ・景観形成の支援
- ・公共施設整備による景観づくり

### (2) 推進方策

#### ○景観の取組に関する普及啓発

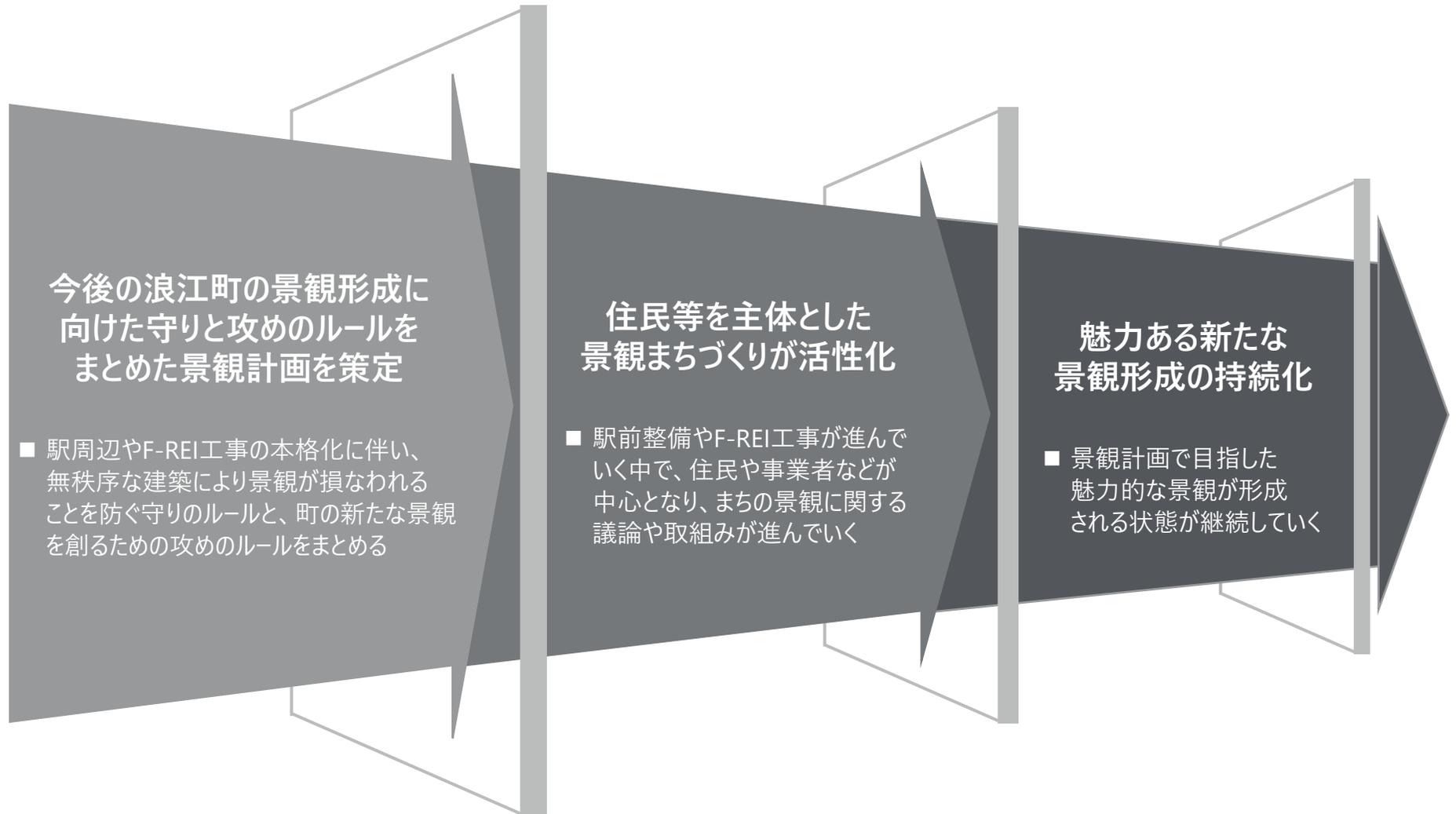
景観に関する情報提供、学びの推進、活動支援

#### ○きめこまかな景観まちづくりを進めるための住民協定等

景観協定（景観法）、建築協定（建築基準法）、緑地協定（都市緑地法）

無秩序な開発を抑制するために景観計画を策定し、これをキッカケとして住民等が主体となった景観まちづくりが進んでいき、魅力ある浪江町の景観が形成されることを目指します

## 景観まちづくりのロードマップ（案）

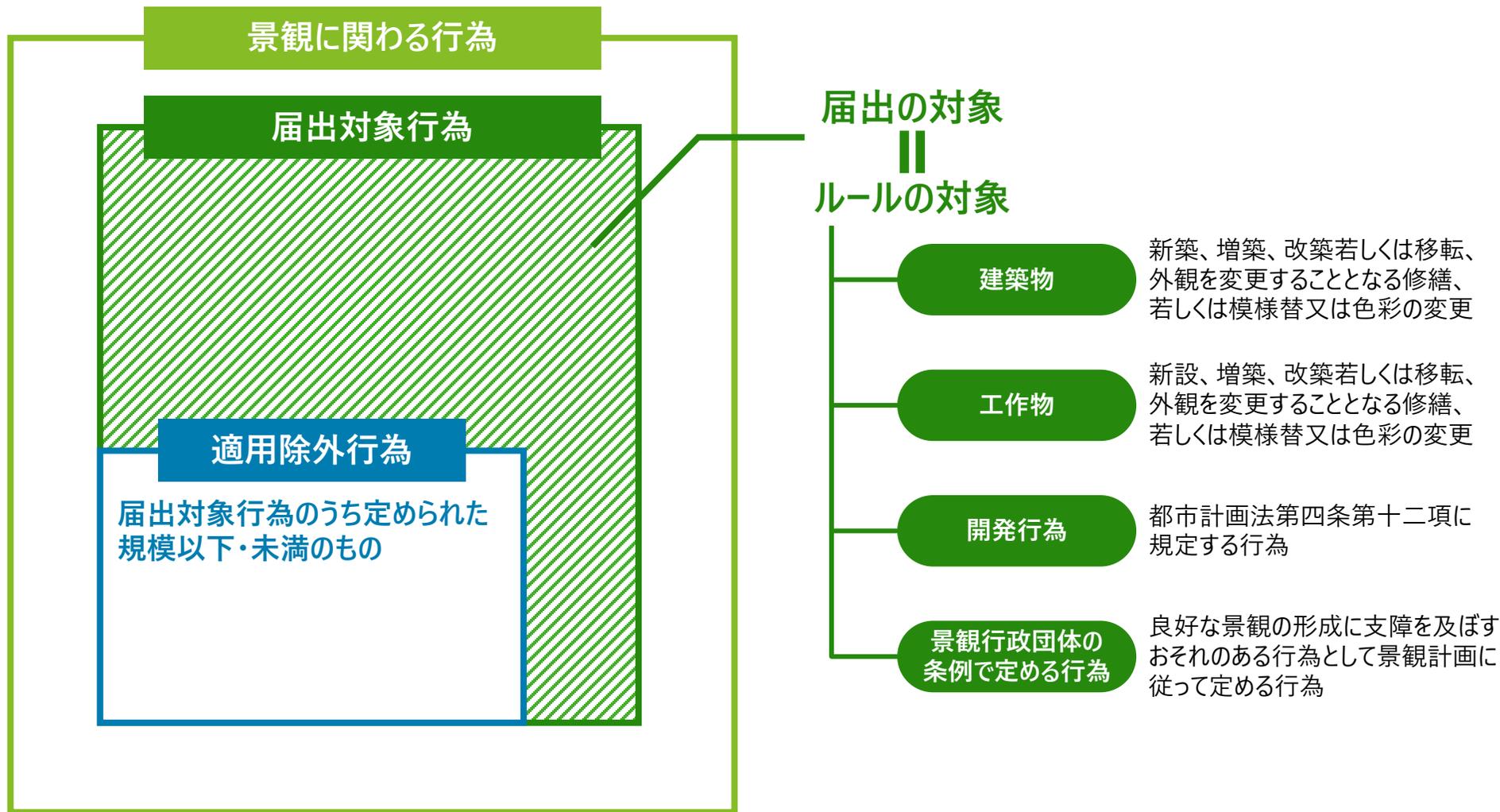


### **3（2）協議事項**

#### **イ 届出を要する行為について**

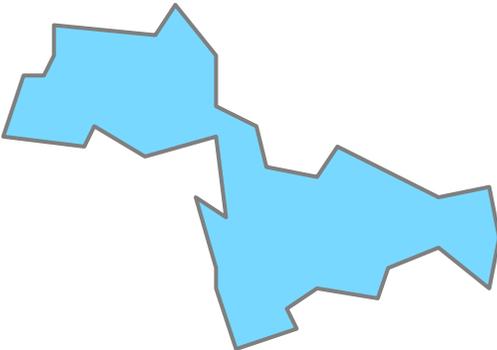
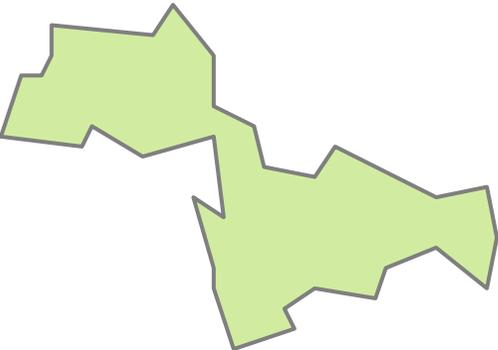
# 景観計画・条例の施行後は、小規模な適用除外行為を除き、建築物の新築や増改築等を行う前に届出を提出してもらい、町で景観に関する事項をチェックする運用を行います

## 届出対象行為について



現状は福島県のルールが適用されていますが、今後は浪江町全域に浪江町のルールを適用し、届出対象行為を広げます。

### 景観行政開始前後での届出対象の変化

		現状	今後
適用条例		<p>全域で福島県の景観条例・景観計画が適用</p> 	<p>全域で浪江町の景観条例・景観計画を適用</p> 
対象地域		全域	全域
主な届出対象行為 に対する適用 除外行為	建築物の新築・増築・改築等	高さ13m以下かつ建築面積1,000㎡以下	高さ <b>10m</b> 以下かつ <b>延床</b> 面積1,000㎡以下
	工作物の新設・増築・改築等	例) コンクリート柱・鉄柱・木柱等 高さ13m以下	例) コンクリート柱・鉄柱・木柱等 高さ <b>13m</b> 以下
	開発行為	面積3,000㎡以下かつ法面の高さ5m以下または法面の延長10m以下	面積3,000㎡以下かつ法面の高さ5m以下または法面の延長10m以下
	景観行政団体が定める行為	例) 屋外における土石等の堆積 高さ3m以下かつ面積500㎡以下	例) 屋外における土石等の堆積 高さ3m以下かつ面積500㎡以下

※赤字は福島県からの変更予定事項